

令和6年

目黒区教育委員会

第11回定例会会議録

(令和6年4月2日開催)

第11回目黒区教育委員会定例会会議録

開催年月日 令和6年4月2日

開催場所 教育委員会室

出席委員	教育委員会教育長職務代行者	川 嶋 春 奈
	教育委員会委員	片 山 覚
	教育委員会委員	若井田 正文

出席職員	教育次長	樫 本 達 司
	教育政策課長	高 橋 直 人
	学校統合推進課長	西 原 昌 典
	学校運営課長	関 真 徳
	学校ICT課長	藤 原 康 宏
	学校施設計画課長	岡 英 雄
	教育指導課長	寺 尾 千 英
	教育支援課長	末 木 顕 子
	統括指導主事	鈴 木 将 大
	統括指導主事	佐 藤 泰 之
	生涯学習課長	斎 藤 洋 介
	八雲中央図書館長	坂 本 祐 樹

書記	小 見 哲 一
	松 園 拓 人

(議事日程)

日程第 1	報告事項	スクールロイヤーによる法律相談の実施について
日程第 2	報告事項	区立学校等の合理的配慮等に関する法律相談の実施状況について
日程第 3	報告事項	不登校児童・生徒の保護者のためのガイド(案)について
日程第 4	報告事項	令和 6・7 年度青少年委員の委嘱について

(午前9時30分開会)

- 教育長職務代行者 令和6年第11回目黒区教育委員会定例会を開会します。
本日、教育長が欠席のため、私が教育長職務代行者として議事を進行します。教育長のほかに本日の欠席委員は、松村委員です。欠席職員はいません。署名委員は、若井田委員です。
それでは、日程第1を議題とします。

(日程第1 スクールロイヤーによる法律相談の実施について(報告事項))

- 教育政策課長 (資料により説明)
○教育長職務代行者 この件についてご質問等がありますか。
特にないようですので、この報告を受けました。
次に、日程第2を議題とします。

(日程第2 区立学校等の合理的配慮等に関する法律相談の実施状況について(報告事項))

- 教育支援課長 (資料により説明)
○教育長職務代行者 この件についてご質問等がありますか。
○委員 主に、学校長が相談者のようですが、過剰な苦情や不当な要求をする保護者対応のような相談ケースはあるのでしょうか。
○教育指導課長 保護者はそれぞれ、子どものことを考えて学校に様々な対応を求めてこられますが、無理難題を押し付けるというよりは、継続した丁寧な対応を求めるものが多くあります。その対応については、校内でも十分に相談しているところですが、法律的な観点からも正しいかを確認する意味で、法律相談を活用しています。
○教育長職務代行者 その他ご質問等がありますか。
特にないようですので、この報告を受けました。
次に、日程第3を議題とします。

(日程第3 不登校児童・生徒の保護者のためのガイド(案)について(報告事項))

○教育支援課長 （資料により説明）

○教育長職務代行者 一番最後のページにこのガイドに使用した配色とイラストについての説明が書いてあり、この配色及びイラストに込められた意味が理解できるため良いと思いました。

このガイドを見る人は、実際に不登校の子どもをもつ保護者や子どもが不登校になるのではないかと心配している保護者など、不安を抱えている人が多いと思います。表紙の絵の子の表情が少し寂しい印象を受けたので、もう少し明るい印象のイラストでも良いのではないかと思います。

4 ページのイラストについても、お母さんと子どもらしき2人の顔に表情がないのですが、ここも同じように思いました。

○教育支援課長 イラストについては、広報課のデザイナーと協力しながら、これまで練ってきたものです。

確かにイラストの、特に人物については、様々な受け止め方があるかと思います。表紙のこの人物は、ちょっと休んでいる、ひとときを過ごしているということを表現していると捉えています。

顔の表情がないイラストについても、様々な受け止め方が生じるということはしっかり受け止めたいと思います。

○委員 14 ページに「詳細はこちら」と矢印が書いてありますが、こちらとはどこを指しているのでしょうか。

○教育支援課長 保護者のためのガイドは基本的に電子で配信する予定です。この「詳細はこちら」をクリックすることでリンク先のページへ遷移し、より詳しい情報を得られる仕組みになっています。

○教育長職務代行者 その他ご質問等がありますか。

特にないようですので、この報告を受けました。

次に、日程第4を議題とします。

（日程第4 令和6・7年度青少年委員の委嘱について（報告事項））

○生涯学習課長 （資料により説明）

○教育長職務代行者 この件についてご質問等がありますか。

特にないようですので、この報告を受けました。

○教育長職務代行者 その他なにかありますか。

特にないようですので、以上で本日の定例会を閉会します。

(午前 9 時 5 0 分閉会)